

法第7条 贈与又は遺贈により取得したものとみなす場合

第7条 著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合においては、当該財産の譲渡があつた時において、当該財産の譲渡を受けた者が、当該対価と当該譲渡があつた時における当該財産の時価（当該財産の評価について第3章に特別の定めがある場合には、その規定により評価した価額）との差額に相当する金額を当該財産を譲渡した者から贈与（当該財産の譲渡が遺言によりなされた場合には、遺贈）により取得したものとみなす。ただし、当該財産の譲渡が、その譲渡を受ける者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、その者の扶養義務者から当該債務の弁済に充てるためになされたものであるときは、その贈与又は遺贈により取得したものとみなされた金額のうちその債務を弁済することが困難である部分の金額については、この限りでない。

本条…一部改正〔昭和26年3月法律40号・39年3月23号・平成15年3月8号〕

細目次

要旨.....1001
沿革.....1002
注釈.....1002
1 低額譲受による利益.....1002
2 著しく低い価額.....1003
3 低額譲受の適用除外（法7条ただし書）.....1004
4 低額譲受を受けた場合の財産の所在.....1010

（）
コ
メ
相
一
四
三
二
（）

要旨

本条は、著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合においては、その財産の譲渡があつた時において、その財産の譲渡を受けた者が、その対価とその譲渡があつた時における財産の時価との差額に相当する金額を、財産を譲渡した者から贈与により取得したものとみなして贈与税を課税し、また、その譲渡が遺言によりなされた場合においては、遺贈により取得したものとみなして相続税を課税するが、その財産の譲渡が、その譲渡を受ける者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、その者の扶養義務者からその債務の弁済に充てるためになされたものであるときは、その贈与又は遺贈によつて取得したものとみなされた金額のうち、その債務を弁済することが困難である部分の金額については、贈与税又は相続税を課税しないことを規定したものである。

一
〇
〇
一

沿革

1 昭和25年法律第73号により、次のように新設された。

(債務控除)

第13条 相続に因り財産を取得した者が第1条第1号の規定に該当する者である場合においては、当該相続に因り取得した財産については、課税価格に算入すべき価額は、当該財産の価額から左に掲げるものの金額のうちその者の負担に属する部分の金額を控除した金額による。

一 被相続人の債務で相続開始の際現に存するもの（公租公課を含む。）

二 被相続人に係る葬式費用

2 相続に因り財産を取得した者が第1条第2号の規定に該当する者である場合においては、当該相続に因り取得した財産でこの法律の施行地にあるものについては、課税価格に算入すべき価額は、当該財産の価額から被相続人の債務で左に掲げるものの金額のうちその者の負担に属する部分の金額を控除した金額による。

一 その財産に係る公租公課

二 その財産を目的とする留置権、特別の先取

特権、質権又は抵当権で担保される債務

三 前2号に掲げる債務を除く外、その財産の取得、維持又は管理のために生じた債務

四 その財産に関する贈与の義務

五 前各号に掲げる債務を除く外、被相続人が死亡の際この法律の施行地に営業所又は事業所を有していた場合においては、当該営業所又は事業所に係る営業上又は事業上の債務

3 前2項の規定による控除を「債務控除」という。

4 第12条第1項第2号又は第5号に掲げる財産の取得、維持又は管理のために生じた債務の金額は、債務控除をすることができる金額に算入しない。但し、同条第3項の規定により同条第1項第5号に掲げる財産の価額を課税価格に算入した場合においては、この限りでない。

5 前4項の規定は、民法第964条の規定による包括遺贈があつた場合における当該遺贈に因り取得した財産の価額について準用する。

債務控除制度は、明治37年法律第10号による相続税制度創設時から設けられている制度である。しかし、昭和25年の相続税法の全文改正前における相続税の課税制度は遺産課税体系をとっていたため、被相続人の住所が法施行地にあるかどうかによつて、債務控除制度の対象となる金額の範囲が異つていた。ちなみに昭和22年法律第87号による相続税法の全文改正による相続税法における債務控除制度の規定は、次のとおりである。

第16条 被相続人が相続開始の際この法律の施行地に住所を有するときは、相続財産の価格から左に掲げるものの金額を控除した金額を以て課税価格とする。

一 被相続人の債務で相続開始の際現に存するもの（公租公課を含む。）

二 葬式費用

②前項の課税価格の計算については、相続開始前2年以内になされた契約による贈与の義務で、相続開始の際現に存するものの金額は、これを前項第1号に掲げる債務の金額に算入しない。

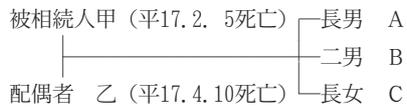
第17条 被相続人が相続開始の際この法律の施行地に住所を有しないときは、この法律の施行地にある相続財産の価格から被相続人の債務（公租公課を含む。以下同じ。）のうち、左に掲げるものの金額を控除した金額を以て課税価格とする。

一 その財産に係る公租公課

二 その財産を目的とする留置権、特別の先取特権、質権又は抵当権で担保される債務

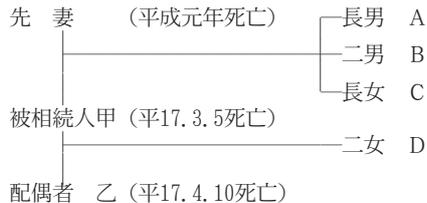
三 前2号の外、その財産を取得、維持又は管理するために生じた債務

四 その財産に関する贈与の義務（相続開始前



この場合、死亡した配偶者乙の取得財産について協議できる当事者は、A、B及びCの3人である。

つまり、「第一次相続に係る配偶者以外の共同相続人」は、A、B及びCであり、また、その配偶者の死亡に基づく相続に係る共同相続人もA、B及びCである。



この場合、死亡した配偶者乙の取得財産について協議できる当事者は、A、B、C及びDの4人である。

つまり、「第一次相続に係る配偶者以外の共同相続人」は、A、B、C及びDであり、「その配偶者の死亡に基づく相続に係る共同相続人」は、Dである。

〔判決要旨〕

- 遺産の分割は共同相続人1人1人に個々に財産を帰属させる方法で行われなければならないものではなく、ある財産については全部又は一部の共同相続人の持分割合を定めて共有とする方法による分割も認められ、遺産の全部が分割されたと認められた事例（昭和63年7月13日東京地判昭和61年（行ウ）168号税務訴訟資料159号87頁）
- 共同相続人のうち一部の相続人間で行われた相続分の譲渡は遺産の一部分割とはいえないとされた事例（昭和62年10月26日東京地判昭和55年（行ウ）86号税務訴訟資料160号241頁、行裁例集38巻10号1431頁、訟務月報34巻7号1527頁、判例時報1258号38頁、判例タイムズ662号91頁）

〔裁判例〕

- 本件土地は、請求人が第一次相続で相続したものではなく、当該相続で被相続人が相続したものであり、本件更正登記は請求人が仮装したものであるとした事例（棄却）（平成6年分相続

税・平9.3.28裁決、裁決事例集 No.53・317頁）
 （裁決の要旨）

請求人は、本件土地は昭和58年に死亡した父に係る第一次相続において請求人が相続したものの、誤って平成6年3月に死亡した被相続人である母が相続する旨の遺産分割協議及び相続登記をしたため、所有権更正登記をした旨主張するが、①第一次相続に係る遺産分割協議は、相続人の合意の下に行われていること、②当該相続に係る相続税の申告においては、被相続人は配偶者に対する相続税の軽減の規定を適用しており、また、当該申告は、上記遺産分割協議に基づいて行われていることなどからすると、当該遺産分割協議の内容に錯誤はないものと認められ、所有権更正登記は、請求人が、本件土地を本件相続に係る相続財産ではないかのように仮装するために行つたものと認めるのが相当である。

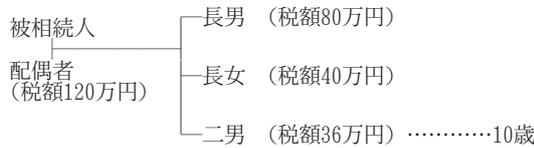
3 配偶者に係る課税価格に相当する金額を計算する場合の債務控除の方法

被相続人の配偶者がその被相続人から相続又は遺贈により財産を取得している場合において、その相続又は遺贈に係る法第27条の規定による申告書の提出期限までに、その相続又は遺贈により取得した財産の一部が共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていないときにおける法第19条の2第1項第2号ロに規定する配偶者に係る相続税の課税価格に相当する金額を計算するときの法第13条の規定により債務として控除する金額は、まず法第19条の2第2

（コメ相一七四）

一四一五

【設例】



〔注〕 各人の税額は、贈与税控除額及び配偶者の税額軽減額の控除後の税額

〈未成年者控除額の計算〉

- ① 二男の未成年者控除額 $6 \text{万円} \times (20 \text{歳} - 10 \text{歳}) = 60 \text{万円}$
- ② 未成年者控除の控除不足額 $60 \text{万円} - 36 \text{万円} \text{ (二男の税額)} = 24 \text{万円}$
- ③ 控除不足額の扶養義務者の相続税額からの控除額

$$\text{配偶者} \quad 24 \text{万円} \times \frac{120 \text{万円}}{120 \text{万円} + 80 \text{万円} + 40 \text{万円}} = 12 \text{万円}$$

$$\text{長男} \quad 24 \text{万円} \times \frac{80 \text{万円}}{120 \text{万円} + 80 \text{万円} + 40 \text{万円}} = 8 \text{万円}$$

$$\text{長女} \quad 24 \text{万円} \times \frac{40 \text{万円}}{120 \text{万円} + 80 \text{万円} + 40 \text{万円}} = 4 \text{万円}$$

なお、控除不足額の扶養義務者の相続税額からの控除額については、上記のように各扶養義務者の税額により、あん分して計算しないで、その控除不足額の24万円について扶養義務者の全員が協議したうえ、各人ごとの配分額を適宜に定めて申告してもさしつかえない。

（扶養義務者の未成年者控除）

令第4条の3 法第19条の3第2項の規定による控除を受けることができる扶養義務者が2人以上ある場合においては、各扶養義務者が同項の規定による控除を受けることができる金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 扶養義務者の全員が、協議によりその全員が控除を受けることができる金額の総額を各人ごとに配分してそれぞれその控除を受ける金額を定め、当該控除を受ける金額を記載した法第27条又は第29条の規定による申告書（これらの申告書に係る期限後申告書を含む。）を提出した場合 これらの申告書に記載した金額
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 扶養義務者の全員が控除を受けることができる金額の総額を、各人が法第19条の3第2項に規定する相続又は遺贈により取得した財産の価額につき法第15条から第19条の2までの規定により算出した金額によりあん分して計算した金額

本条…追加〔昭和33年4月政令93号〕、一部改正〔昭和37年4月政令136号・39年3月72号〕、旧4条の2…繰下〔昭和47年6月政令229号〕、一部改正〔平成6年3月政令111号・15年3月132号〕

この場合の扶養義務者とは、その未成年者の親族で次に掲げる者をいうものとされている（基通1の2-1）。なお、扶養義務者に該当するかどうかの判定は、相続税にあつては相続開始の時、贈与税にあつては贈与の時の状況によることに留意する必要がある。

- ① 配偶者並びに民法第877条（扶養義務者）の規定による直系血族及び兄弟姉妹
- ② 家庭裁判所の審判を受けて扶養義務者となつた三親等内の親族
- ③ これらの者のほか、家庭裁判所の審判を受けていないが、その未成年者と生計を一にしている三親等内の親族

民法では、配偶者は、同法第752条（同居、協力及び扶助の義務）の規定により夫婦間において同居し、互に協力し扶助しなければならないこととされ、直系血族及び兄弟姉妹相互間は法律上当然に

〔コメ相一七九〕

一四五七